

戦没者など遺族の皆さんに弔慰金を支給します

戦後70周年に当たる今年、戦没者などの遺族に弔慰の意を表すために支給される、特別弔慰金の受け付けを開始しました。

対象／戦没者などの死亡当時の遺族で、平成27年4月1日(基準日)において、公務扶助料や遺族年金などの受給者がいない場合に、次の順番で先順位の遺族1人に支給。

1. 基準日までに弔慰金の受給権を取得した人
2. 戦没者などの子
3. 戦没者などの①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
4. 上記以外の三親等内の親族で、戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた人

受付期限／平成30年4月2日(月)

㊦㊦社会福祉課社会班(☎62-5317)

旭市防災資料館開館1周年 展示内容をリニューアル

展示内容／時系列で見る震災・復旧復興など

開館時間／午前9時～午後5時

休館日／月曜日、祝日の翌日、年末年始

入場料／無料

㊦旭市防災資料館(☎57-6712)

復職や就業をサポート

「未就業歯科衛生士リカバリーコース」

日時／8月30日(日)、9月6日(日) 午前9時30分～午後5時

場所／千葉県歯科医師会館(千葉市)

対象／歯科衛生士の資格を持つ未就業の人

定員／40人

費用／無料

㊦㊦千葉県歯科医師会(☎043-241-6471)

市税の休日・夜間納税窓口

〈日時〉

●**休日納税窓口**：7月26日(日) 午前8時30分～午後5時

●**夜間納税窓口**：7月27日(月) 午後8時まで

〈場所〉

税務課

㊦税務課収税班(☎62-5322)

介護保険料の納付と要介護認定の申請の夜間窓口

日中に納付や申請が困難な人のため、介護保険料の夜間納付と要介護認定(個人申請分)の夜間申請を受け付けます。

日時／7月27日(月) 午後8時まで

場所／高齢者福祉課

㊦高齢者福祉課介護保険班(☎62-5308)

消費生活センター

ほっと通信 Vol.52

商品先物取引の勧誘に注意

商品先物取引は仕組みが複雑で、投資額以上の損失が生じる可能性が高い取引です。これまで業者は65歳以上の人や年金生活者には、望まない訪問や電話勧誘はできませんでしたが、しかし勧誘ルールの変更で、商品先物取引の投資を考えていない消費者も勧誘を受ける機会が増える事が予想され、国民生活センターが注意を呼び掛けています。

【事例1】しつこい勧誘

商品先物取引の知識や経験がないので、業者の勧誘を断っていたが、何回も訪問され契約してしまった。

最初は初期投資額以上の損失が出ない取引(損失限定取引)でうまくいったが、業者から取引方法を変更するように言われて応じた。その後損失が出て追加で投資し、これまで300万円を支払った。「やめたい」と言ったら、「10万円くらいしか戻ってこない」と言われた。払ったお金を返してほしい。

【事例2】「必ずもうかる」という勧誘

業者から訪問したいと何度も電話があり、断っていたが「必ずもうかる」と言うので、説明を聞くだけならと思



い承諾した。業者は「これから金の値段が上がる。400万円預けたら、2,000万円以上になる。損失限定取引なので、元本がゼロになることはない」と言われ、金の先物取引の申込書に署名した。どのくらいのリスクがあるのか理解していない。年金生活なので余裕がない。契約を考え直した方がよいか。

アドバイス

- 興味がない、取引の仕組みが理解できないときは契約を断りましょう。
- 「必ずもうかる」「絶対に損しない」という言葉は信用しないようにしましょう。
- 許可を受けている業者か、確認しましょう。
- 取引する場合は、過度の投資を防ぐため年収や金融資産を正確に伝えましょう。取引をしない場合は伝える必要はありません。
- 契約しても14日間は「熟慮期間」で取引はできません。その間にリスクを良く考えましょう。

㊦旭市消費生活センター(☎63-7272)・相談直通電話(☎62-8019)

